A thick, dark purple vertical bar runs along the left edge of the page. To its right, several thin, light purple lines curve upwards and outwards, resembling blades of grass or reeds.

守谷市多文化共生推進方針

令和4年11月

守谷市

*** 目 次 ***

第 1 章 守谷市の現状	1
1 守谷市の外国人住民の人口	・・・ 1
2 守谷市の外国人住民の在留資格	・・・ 1
3 アンケート調査の調査結果と考察	・・・ 3
第 2 章 地域における多文化共生推進プラン（改訂）	12
1 国の地域における多文化共生推進プランの改訂	・・・ 12
2 改訂のポイント	・・・ 12
第 3 章 守谷市が目指す多文化共生と実現に向けた取組	14
1 守谷市が目指す多文化共生の目標	・・・ 14
2 基本方針と具体的な施策	・・・ 14
第 4 章 多文化共生を推進するために	17
 付属資料	18
地域における多文化共生推進プラン（改訂）	・・・ 18
守谷市多文化共生に関するアンケート調査	・・・ 35

多文化共生とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことです(多文化共生の推進に関する研究会の報告書から抜粋)。

守谷市における多文化共生を推進するための方針をここに示します。

第1章 守谷市の現状

1 守谷市の外国人住民の人口

守谷市の外国人住民の人口は、ここ10年で370人以上増加しています。さらに、国籍別割合にも変化が見られます。平成22年と令和3年を比較しますと、特にベトナム国籍の住民が急激に増加（平成27年頃から増加）しており、中国・ベトナム・韓国が外国人人口の5割以上を占めています。

出入国在留管理庁の発表によると、令和3年6月末現在における在留外国人数は、2,823,565人で、新型コロナウイルス感染症の影響もあり前年に比べ63,551人減少していますが、上位10か国・地域のうち、ベトナム及びネパールの2か国のみが増加しており、ベトナム国籍人数の増加は、守谷市内を含む日本国全体の傾向です。



(平成22年10月1日現在)

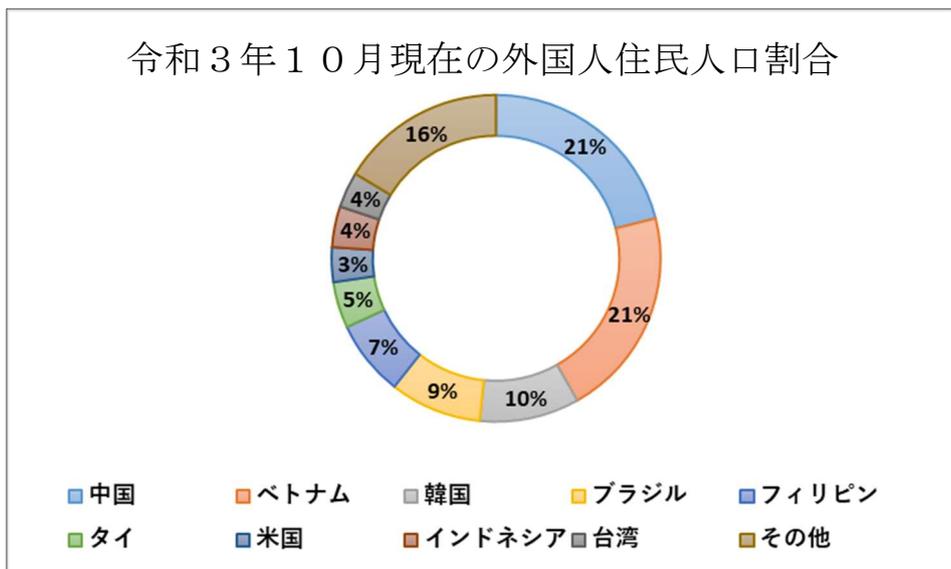
国籍	人口
中国	233
ブラジル	152
韓国	134
フィリピン	88
タイ	39
米国	31

(令和3年10月1日現在)

国籍	人口
中国	245
ベトナム	241
韓国	114
ブラジル	105
フィリピン	87
タイ	53

ペルー	29
スリランカ	10
その他	75
総数	791

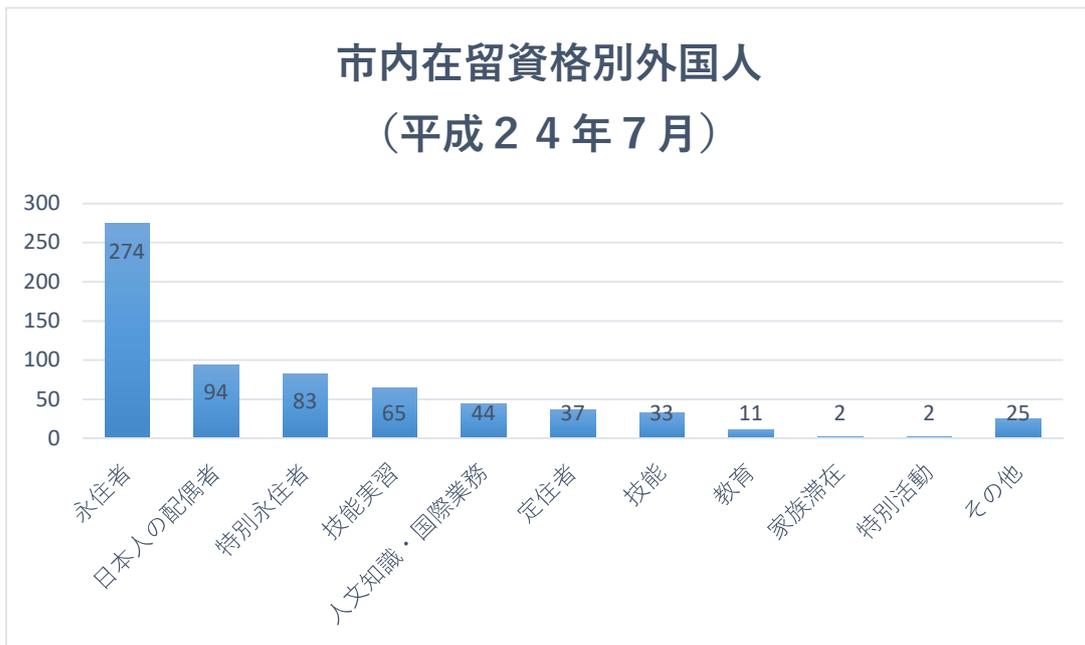
米国	40
インドネシア	47
台湾	41
その他	190
総数	1,163



2 守谷市の外国人住民の在留資格

守谷市の外国人住民の在留資格は、現在、「永住者」、「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」、「技能実習」が6割を占めます。

外国人住民も住民基本台帳制度の対象となった平成24年と比較しますと、守谷市内でも多くを占める「技術・人文知識・国際業務」、「家族滞在」、「技能実習」が大幅に増加しています。これは、平成5年に制度化された「外国人技能実習生制度」が、平成29年に改正され、介護などの職種追加、優良な監理団体・実習実施者に対しては実習期間の延長や受け入れ人数枠の拡大などの制度拡充が行われたことが大きな要因となります。また、実習期間も延長され、扶養を受ける配偶者や子どもを呼び寄せることにより「家族滞在」が増加しています。この傾向も全国的な傾向であると言えます。



3 アンケート調査の調査結果と考察

市内在住外国人住民を対象にアンケート調査を実施しました。

- 実施期間 令和4年8月18日～9月30日
- 対象者 931世帯
- 回答件数等 232件（回収率25%）

■ 守谷市多文化共生に関するアンケート調査結果

※複数回答が可能な場合は、回答件数に対する割合を示しています。

・・・単純集計・・・

【質問1】あなたは生活に必要な情報をどうやって知りますか？

1	母国語のテレビ・新聞・雑誌	80	34%
2	日本語のテレビ・新聞・雑誌	115	50%
3	市の広報紙やホームページ	39	17%
4	日本語教室	5	2%
5	SNS（Facebook、LINEなど）	131	56%
6	日本の友人・親族	94	41%
7	同じ国出身の友人やコミュニティ	84	36%
8	会社や学校	79	34%
9	守谷市国際交流協会（MIFA）	14	6%
10	その他	13	6%
—	無回答	8	3%

（考察）生活に必要な情報は、幅広い媒体から得られていることが分かります。特徴的なのはSNSにより生活に必要な情報が得られていることです。

【質問2】あなたが不安に感じていること、困っていることはありますか？

1	日本語のコミュニケーションに関すること	69	30%
2	ごみの分け方など生活情報の入手に関すること	28	12%
3	町内会など近所の活動や近所付き合いに関すること	29	13%
4	出産や子育てに関すること	20	9%
5	子どもの教育に関すること	41	18%
6	地震や台風などの災害に関すること	61	26%
7	火災や急なけがや病気など緊急時の対応に関すること	72	31%
8	交通ルールに関すること	9	4%
9	仕事や職場に関すること	30	13%
10	差別に関すること	29	13%
11	宗教に関すること（例えば、食事制限）	2	1%
12	その他	7	3%
13	特に困ったことはない	77	33%
—	無回答	4	2%

（考察）回答者の3割が「特に困ったことはない」と回答しており、安心して生活ができていることが伺えます。一方で、「地震や台風などの災害」、「火災や急なけがや病気」といった緊急時に対して不安等を感じているようです。

【質問3】あなたは、母国語で必要だと思う情報はありますか？

1	子どもの教育のこと	32	14%
2	住宅のこと	24	10%
3	医療、福祉のこと	88	38%
4	税金のこと	95	41%
5	災害時の情報（避難所など）	57	25%
6	ごみのこと	21	9%
7	日本や地域の文化・生活習慣のこと	44	19%
8	地域の行事・催しのこと	38	16%
9	その他	5	2%
10	特に困ったことはない	84	36%
—	無回答	8	3%

（考察）回答者の3割が「特に困ったことはない」と回答しており、安心して生活ができていることが伺えます。一方で、「税金」、「医療・福祉」について、母国語での情報ニーズがあります。

【質問4】今、日本語を学んでいますか？

1	学んでいる	129	56%
2	学んでいない	101	44%
—	無回答	2	1%

（考察）回答者の5割以上が、何かしらの方法で日本語を学んでいます。

【質問5】今、日本語を学んでいる人は教えてください。どうやって日本語を学んでいますか？

1	自分で教科書やアプリなどを使って勉強している	74	58%
2	テレビ・ラジオで勉強している	42	33%
3	職場・友人から学んでいる	73	57%
4	周りの会話を聞いて覚えている	69	54%
5	日本語教室に行っている	7	6%
6	守谷市国際交流協会（MIFA）の日本語講座に行っている	10	8%
7	その他	8	6%
—	無回答	0	0%

（考察）「自分で教科書やアプリなどを使って勉強している」が最も多くなっています。日本語を学ぶアプリも多くあることが要因と推測できます。

【質問6】今、日本語を学んでいる人は教えてください。何のために日本語を学んでいますか？

1	日本で生活していくために必要だから	103	81%
2	日本人とコミュニケーションを取るため	75	59%
3	仕事のため	81	64%
4	資格取得のため	38	30%
5	その他	5	4%
—	無回答	3	2%

(考察) 生活や仕事に限らず、約6割の回答者が「日本人とコミュニケーションを取るため」と答えています。

【質問7】今、日本語を学んでいない人は教えてください。日本語を学んでいないのはなぜですか？

1	日本語ができるので勉強する必要がないから	54	53%
2	日本語以外の言語で十分生活できるから	0	0%
3	勉強するお金がないから	7	7%
4	勉強する時間がないから	22	22%
5	どこに日本語教室があるかわからないから	9	9%
6	日本語教室の時間が合わないから	8	8%
7	日本語が難しいので勉強したくないから	6	6%
8	その他	7	7%
—	無回答	5	5%

(考察) 日本語を学んでいない回答者の半数以上が、「日本語ができる」と答えています。

【質問8】日本語を上手に話せなくて、困ったのはいつですか？

1	近所の人と話すとき	18	8%
2	電車やバスに乗るとき	14	6%
3	買い物をするとき	10	4%
4	市役所の窓口で	47	20%
5	郵便局や銀行の窓口で	46	20%
6	仕事するとき	35	15%
7	病院で	87	38%
8	災害についての情報を探するとき	36	16%
9	その他	7	3%
10	特に困ったことはない	102	44%
—	無回答	6	3%

(考察) 回答者の4割以上が「特に困ったことはない」と回答しており、安心して生活ができていることが伺えます。一方で、約4割の回答者が病院で困ったと回答して

います。

【質問 9】 あなたがわかる言語はどれですか？

1	日本語	159	69%
2	中国語	64	28%
3	ベトナム語	35	15%
4	韓国語	23	10%
5	ポルトガル語	20	9%
6	タガログ語	22	9%
7	英語	110	47%
8	その他	48	21%
—	無回答	2	1%

(考察) 回答者の約 7 割が「日本語が分かる」と回答しており、語学力に違いはあるにしても、やさしい日本語であれば、概ね理解できると推測されます。

しかし、本アンケート調査は、日本語・英語・中国語のみでの記載であり、本アンケート調査に回答できなかった外国人住民のニーズは計れていません。

【質問 10】 あなたは地域で行う掃除や防犯活動、お祭りなどの行事に参加していますか？

1	よく参加している	24	10%
2	時々参加している	63	27%
3	参加したことがない	140	60%
—	無回答	5	2%

(考察) 回答者の 6 割が、地域活動に参加していない状況であり、地域とのつながりが希薄であることが推測されます。

【質問 11】 あなたは周りに住んでいる地域の人とどのくらい話しますか？

1	あいさつをする程度	113	49%
2	時々話をする程度	47	20%
3	よく話す	31	13%
4	まったく話さない	39	17%
—	無回答	2	1%

(考察) 「あいさつをする程度」、「まったく話さない」の回答者が 6 割を超えており、地域とのつながりが希薄であることが推測されます。

【質問 1 2】 あなたは、もっと地域の人と話したいですか？

1	話したい	100	43%
2	話したくない	10	4%
3	どちらでもいい (どっちでもいい)	119	51%
—	無回答	3	1%

(考察)「話したい」と回答した外国人住民が4割おり、地域とのかかわりを持ちたい外国人住民が一定数いることが分かります。

【質問 1 3】 あなたの年齢は？

1	19歳かそれより下	1	0%
2	20～29歳	48	21%
3	30～39歳	81	35%
4	40～49歳	40	17%
5	50～59歳	37	16%
6	60～69歳	14	6%
7	70歳かそれより上	10	4%
—	無回答	1	0%

【質問 1 4】 あなたの性別は？

1	男	86	37%
2	女	141	61%
3	ノンバイナリー	1	0%
4	答えたくない	3	1%
—	無回答	1	0%

【質問 1 5】 あなたの国籍は？

1	中国	43	19%
2	ベトナム	37	16%
3	韓国	20	9%
4	ブラジル	22	9%
5	フィリピン	22	9%
6	インドネシア	5	2%
7	タイ	9	4%
8	アメリカ	11	5%
9	台湾	18	8%
10	ネパール	4	2%
11	その他	39	17%
—	無回答	2	1%

【質問 16】 あなたの仕事は？

1	自分で会社を経営している	11	5%
2	会社員	96	41%
3	契約社員・派遣社員	21	9%
4	パート・アルバイト	29	13%
5	研修生・技能実習生	25	11%
6	学生	2	1%
7	専業主婦（夫）	28	12%
8	無職（定年後を含む）	13	6%
9	その他	6	3%
—	無回答	1	0%

【質問 17】 あなたは日本のどのくらい住んでいますか？

1	6か月より短い	9	4%
2	6か月～1年くらい	2	1%
3	1年～3年くらい	27	12%
4	3年～5年くらい	31	13%
5	5年～10年くらい	51	22%
6	10年～15年くらい	31	13%
7	15年より長い	79	34%
—	無回答	2	1%

【質問 18】 いま、あなたと一緒に住んでいる人はいますか？

1	夫・妻	132	57%
2	子ども	89	38%
3	父親・母親	8	3%
4	兄弟姉妹	3	1%
5	友人・職場の人	33	14%
6	ひとり暮らし	46	20%
7	その他	7	3%
—	無回答	1	0%

【質問19】 あなたの住んでいる場所は？

1	守谷地区	99	43%
2	北守谷地区	61	26%
3	高野地区	52	22%
4	大野地区	2	1%
5	大井沢地区	11	5%
6	みずき野地区	5	2%
7	無回答	2	1%

・・・クロス集計・・・

いくつかの質問に「年齢」、「国籍」、「地区」、「滞在期間」をかけ合わせて集計した結果の考察は、以下のとおりです。「地区」のかけ合わせでは、回答に大きな差はありませんでした。

【質問2】 あなたが不安に感じていること、困っていることはありますか？

- 30歳以上の外国人住民では、「特に困ったことはない」という回答が多いですが、29歳以下では、「日本語のコミュニケーションに関すること」、「火災や急なけがや病気など緊急時の対応に関すること」等、不安に感じていること、困っていることに挙げられています。
- 国籍で見ますと、ベトナム国籍の外国人住民は「特に困ったことはない」という回答者が1割以下で、多くのベトナム国籍の外国住民は、何かしら不安に感じている、困っていることがあると回答しています。
- 滞在期間3年以下の回答者は、何かしら不安に感じているか、困っていることがあると回答しています。滞在期間5年以下の人は日本語のコミュニケーションに関することで、最も不安に感じているか、困っていることがあると回答しています。さらに滞在期間が15年以上の回答者は、3割以上が地震や台風などの災害に関することを不安に感じています。

【質問3】 あなたは、母国語で必要だと思う情報はありますか？

- 30歳以上の外国人住民では、「特に困ったことはない」という回答が多いですが、29歳以下では、「税金のこと」、「医療・福祉のこと」をはじめ、母国語で必要な情報があると回答しています。
- 各国籍の外国人住民が「税金のこと」、「医療・福祉」のことで必要と思っていますが、ベトナム国籍の外国人住民は、「日本や地域の文化・生活習慣のこと」が必

要だという回答者が他国より多い状況です。

- 滞在期間が10年以上の回答者は、「特に困ったことはない」という回答が多い状況です。

【質問8】日本語を上手に話せなくて、困ったのはいつですか？

- 40歳以上の外国人住民では、「特に困ったことはない」という回答が多いですが、39歳以下では、「病院で」という回答者が多い状況です。
- 国籍で見ますと、ベトナム国籍の外国人住民に困ったことがあるという回答者が多い状況です。
- 滞在期間が10年以上の回答者は、「特に困ったことはない」という回答が多く、10年以下の回答者は、「病院で」という回答が多い状況です。また、滞在期間が6か月より短い回答者は、「市役所の窓口で」という回答が、「病院で」という回答と同数でした。

【質問10】あなたは、地域で行う掃除や防犯活動、お祭りなどの行事に参加していますか？

- 39歳以下では、「参加したことがない」という回答者が多い状況ですが、50歳代、60歳代では、半数以上の回答者が「よく参加している」、「時々参加している」と回答しています。
- 国籍で見ますと、中国国籍の外国人住民の半数以上が「よく参加している」、「時々参加している」と回答しています。
- 滞在期間が長い回答者ほど、参加頻度が高い状況です。

【質問11】あなたは周りに住んでいる地域の人とどのくらい話しますか？

- 29歳以下では、「まったく話さない」という回答者が約3割ですが、年齢が高い世代になるにつれ、「あいさつをする程度」、「時々話をする程度」と回答者の割合が増えていきます。
- 国籍で見ますと、「あいさつをする程度」という回答者が多い中、韓国国籍の外国人住民は「よく話す」という回答者が最も多い状況です。
- 滞在期間が長い回答者ほど、地域の人と話す頻度が高くなる傾向にあります。

第2章 地域における多文化共生推進プラン(改訂)

1 国の地域における多文化共生推進プランの改訂

総務省においては、平成18年に、都道府県及び市区町村における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、「地域における多文化共生推進プランについて」（平成18年3月27日付け総行国第79号）において、これを周知しました。

その後、外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の創設、多様性・包摂性のある社会実現の動き、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等、多文化共生施策を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

こうした中、国においては、平成30年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を取りまとめて、以後順次改訂を行い、拡充を図るなど、外国人の受入れと共生社会づくりに政府全体で取り組んでいます。また、地方公共団体においては、多文化共生の推進に係る指針・計画を改訂し、地域社会での活躍推進等の新たな視点を盛り込む動きも見られます。

こうした状況を踏まえ、総務省は、「地域における多文化共生推進プラン」を改訂しました（令和2年9月）。

※ 「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」は付属資料参照

2 改訂のポイント

「地域における多文化共生推進プラン」の改定ポイントは以下のとおりとなります。

（1）多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

- 外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築
- ICTを積極的に活用し、行政・生活情報の多言語化を推進
- 「日本語教育の推進に関する法律」（令和元年法律第48号）に基づき、地域の状況に応じた日本語教育を推進
- 災害発生・感染症拡大に備えた情報発信・相談対応の体制を整備

（２）外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

- 外国人住民と連携・協働し、外国人としての視点や多様性を活かして、地域の魅力発信、地域産品を活用した起業、地域資源を活用したインバウンド獲得等の取組を推進
- 高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する留学生の地域における就職を促進

（３）地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

- 外国人住民が、主体的に地域社会に参画し、自治会活動、防災活動、他の外国人支援等の担い手となる取組を促進

（４）受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人受入れの実現

- 外国人住民に対する行政サービス提供体制の整備、国や企業と連携した労働環境の確保を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備

第3章 守谷市が目指す多文化共生と実現に向けた取組

1 守谷市が目指す多文化共生の目標

守谷市において、国籍や民族などの異なる住民が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係で、守谷市民憲章に掲げる「互いに助け合い、責任を果たし、生きがいのあるまち」を築き、多様な文化が共生する社会を実現することを目標とします。

2 基本方針と具体的な施策

まずは、総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン（改訂）」を参考に、守谷市に馴染む施策を展開していきます。また、必要に応じて、又は定期的に基本方針や具体的な施策、実施事項を見直します。

なお、具体的な施策、実施事項の展開・実施に当たっては、市が実施した守谷市多文化共生に関するアンケート調査結果や考察（本方針3ページから11ページ）を基に進めることとします。

基本方針1 コミュニケーション支援

外国人住民の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応を推進します。その際、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用します。

外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、守谷市国際交流協会や外国人住民を雇用する企業等と連携し、日本語教育を推進します。

【具体的な施策】

（1）行政・生活情報の多言語化、窓口対応体制の整備

行政情報及び生活情報について、やさしい日本語や多言語での情報提供を行います。

また、職員研修等により、市職員のやさしい日本語のスキルを向上させ、市役所内のすべての窓口において、やさしい日本語による受付や窓口対応体制を構築できるよう努めます。

さらに、ICTを活用した映像双方向通訳機や多言語翻訳アプリ等を活用し、必要な多言語対応の体制を整備します。

(実施事項)

- ① やさしい日本語に関する職員研修の実施（令和4年度～）
- ② 映像双方向通訳機や多言語翻訳アプリ等の活用（令和4年度～）

(2) 日本語教育の推進

地域における日本語教育が適切に行われるよう、行政、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主等の関係者相互間の連携を強化する。

(実施事項)

- ① 日本語講座を実施する守谷市国際交流協会の支援（令和4年度～）
- ② 外国人住民を雇用する事業主の状況把握（令和5年度～）

基本方針2 生活支援

外国人住民が居住地において、暮らしにくい環境とならないよう地域ぐるみの取組を促進するとともに、教育現場においても様々な支援を検討し取り組みます。また、災害に備え、外国人住民が防災対策を講じることができるよう促します。

【具体的な施策】

(1) 地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなく、自治会・町内会、企業、守谷市国際交流協会も含めた地域ぐるみの取組を促進します。

(実施事項)

- ① コミュニケーションギャップの現状把握（令和5年度～）
- ② コミュニケーションギャップへの対応策の検討（令和6年度～）

(2) 児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要です。市内の児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進します。

(実施事項)

- ① 多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育の推進（令和5年度～）

(3) 災害に対する防災対策の推進

外国人住民に対して、平常時からの防災情報の周知や防災対策を学んでいただく機会を創出します。

(実施事項)

- ① やさしい日本語や多言語による防災情報の発信（令和5年度～）
- ② 外国人住民向けの防災対策に関する研修の実施（令和7年度～）
- ③ 外国人住民の所在把握（令和5年度～）

基本方針3 意識啓発と社会参画支援

住民が外国人住民と共生していくために、市職員はもちろんですが住民や企業等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行うとともに、地域において多文化共生に関する理解を深める場を創出します。

【具体的な施策】

(1) 住民等に対する多文化共生の意識啓発

住民が外国人住民と共生していくために、多文化共生の地域づくりについて啓発を行います。また、外国人住民の人権尊重についても啓発を行います。

(実施事項)

- ① 市民や企業等を対象とした啓発活動の実施（令和4年度～）

(2) 多文化共生に関する理解を深める場づくり

守谷市国際交流協会と連携して、住民や外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進します。

(実施事項)

- ① 多文化共生に関する理解を深める場の創出（令和4年度～）

第4章 多文化共生を推進するために

生活経済部市民協働推進課が主管課となり、生活経済部人権推進課、教育委員会教育指導課をはじめ庁内の関係部署と横断的な連携調整を行い、本方針に基づく施策を推進します。また、施策を展開するにあたり、必要に応じてプロジェクトチーム等を設置し、計画的かつ総合的に進めます。

加えて、守谷市国際交流協会をはじめとする関係機関との連携・協力体制を構築します。



地域における多文化共生推進プラン(改訂)

1. 改訂の背景

(1) 社会経済情勢の変化と多文化共生施策の変遷

① 社会経済情勢の変化

(外国人住民数等の動向)

我が国の在留外国人は、人数が増加しているとともに、多国籍化している。地方においても、全ての都道府県に加え、全ての市区町村の人口規模区分の外国人人口が増加している。また、市区町村では、人口規模や所在地域にかかわらず、人口に占める外国人人口の割合が高い団体、外国人人口の増加率の高い団体がある。

(入国管理制度等の改正)

「技能実習制度」は、累次にわたり、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るための制度改正が行われている。平成22年7月には、在留資格「技能実習」を創設するとともに、雇用契約に基づき行う技能等修得活動について、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令等が適用されることとする等の制度改正が施行された¹。また、平成29年11月には、制度の基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、監理団体の許可、実習実施者の届出及び技能実習計画の認定の制度を設ける等の制度改正が施行された²。

平成31年4月には、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みを構築するため、在留資格「特定技能」が創設された³。

平成24年7月には、中長期在留者に対して在留カードを交付し、在留情報の一元的、正確かつ継続的な把握を行う新たな在留管理制度が導入されたこととあわせて、外国人住民を住民基本台帳の適用対象に加え、外国人住民の利便の増進及び市区町村等の行政の合理化を目的とする制度改正が施行された⁴。

¹ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号）等。

² 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）等。

³ 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）。

⁴ 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（平成21年法律第79号）、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）等。

(多様性と包摂性のある社会の実現)

平成27年(2015年)9月に行われた国連総会において、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標を定めた「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」(SDGs)が全会一致で採択された。

政府は、「SDGs実施指針」(平成28年12月22日SDGs推進本部決定、令和元年12月20日改定)において、あらゆる人々が活躍する社会を優先課題の分野の1つとしている。また、「誰ひとり取り残さない」とのキーワードで表現される「包摂性」は、SDGsの基本的理念であり、政府が優先課題に取り組む際、主要原則の1つとして、分野を問わず適用することとしている。

地方公共団体においても、多様性の推進を政策課題とし、担当部署の設置、条例制定、計画策定等に取り組む動きがある。

(デジタル化の進展)

世界的に急速なデジタル革命(第4次産業革命)が進む中、AI・ロボットによる自動化、IoT技術による遠隔・リアルタイム化等、新たな技術革新によって、社会課題を解決し、付加価値を生む「Society 5.0」の実現が期待されている。

特に、概ね1人が1台保有するスマートフォンを活用した音声翻訳アプリをはじめとする新たなサービスの普及が進展しつつある。

また、多言語翻訳技術については、総務省が、2025年にAIによる「同時通訳」を実現するための技術の研究開発を行っている。

(気象災害の激甚化等)

近年、1時間降水量50mm以上の短時間強雨が頻発するなど、気象災害が激甚化しているとともに、気候変動に伴い、こうした気象災害が今後さらに増加することが予測されている。

また、関東から九州の広い範囲で強い揺れと高い津波が発生するおそれのある「南海トラフ地震」、首都中枢機能への影響が懸念される「首都直下地震」が、今後30年以内に高い確率で発生することが予想されている。

こうした中、国は、外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書を作成し、スマートフォンアプリ「safety tips」へ反映するなど防災・気象情報の多言語化を推進している。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

世界規模の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響は広範で長期にわたることが見込まれ、国内外の社会経済に波及しつつある。政府は、感染症が収束したポストコロナ時代を見据えて、多様性を活かすことにより、リスクに強い強靱性を高めながら、「我が国が持つ独自の強み・特性・ソフトパワー」を活かした「新たな日常」の構築を通じて、誰ひとり取り残されない、国民の一人一人が「包摂的」で生活の豊かさを実感できる質の高い持続的な成長の実現を目指す方針を示

している⁵。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、我が国においては、在留外国人に対して、出入国在留管理庁が、帰国困難者の「短期滞在」又は「特定活動」への在留資格変更を許可する等の在留諸申請に関する措置を講じているほか、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生等の雇用を維持するため、関係省庁と連携して雇用維持支援を行っている。また、国、地方公共団体、地域国際化協会、NHK（NHKWORLD-JAPAN）、NPO等が多言語での情報発信等を行い、対応している。

②多文化共生施策の変遷

（国における動き）

政府は、国内で就労・生活する外国人について、社会の一員として受け入れるとともに、日本人と同様の公共サービスを受容し生活できるような環境を整備するため「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」（平成18年12月25日外国人労働者問題関係省庁連絡会議決定）、「日系定住外国人施策に関する基本指針」（平成22年8月31日日系定住外国人施策推進会議決定）、「日系定住外国人施策に関する行動計画」（平成23年3月31日日系定住外国人施策推進会議決定）等を策定し、各般の施策等を実施することとした。

また、政府は、「特定技能」の在留資格創設を踏まえつつ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）⁶を策定し、①外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等、②外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、③生活者としての外国人に対する支援及び④新たな在留管理体制の構築等の施策を実施することとしている。

また、総務省は、「地域における多文化共生推進プラン」（平成18年3月）策定後も、累次にわたって多文化共生の推進に関する研究会等を開催し、優良事例を把握して共有や横展開を図るとともに、東日本大震災や熊本地震の経験を踏まえた防災対策のあり方の検討等を行ってきた。

⁵ 「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）。

⁶ 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（改訂）」（令和元年12月20日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）及び「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」（令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）により順次拡充。

(地方公共団体における動き)

地方公共団体において、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定が進んでいる中、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画に独自の施策を盛り込む動きが出てきている。

近年、特徴的な事例として、外国人の視点に立ったインバウンド関連事業をはじめとする地域が持つ新たな魅力の創出や、地域特産品のグローバルな販路開拓をはじめとする海外との積極的なつながりによる地域の活力の創出等、地域の活性化やグローバル化への貢献につながる取組が見られる。

また、外国人支援の視点を超え、外国人住民を地域社会の担い手として社会参画を促す取組も見られる。

(2)社会経済情勢の変化等を踏まえた地域における課題

上記(1)の社会経済情勢の変化等を踏まえて、地域における多文化共生の推進に当たって、次のような課題がある。

①コミュニケーション支援

- ・ 外国人住民の国籍が多様化する中、地域における外国人住民等の人数や国籍等の状況に応じて、希少言語ややさしい日本語を含めて多言語対応が必要である。
- ・ 多言語翻訳技術の高度化と社会実装が進んでいる中、スマートフォンのアプリをはじめICTを積極的に活用し、多言語対応を図ることが必要である。
- ・ 増加を続ける外国人住民が日常生活及び社会生活を地域住民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図るため、日本語教育を推進することが必要である。

②生活支援

- ・ 外国人住民の増加に伴い、日本語指導が必要な児童生徒が増加する中、外国人の子供の就学促進や教育環境の整備が必要である。
- ・ 激甚化する気象災害をはじめとする災害、新型コロナウイルス感染症等に備えた外国人対応を進めることが必要である。
- ・ 外国人住民の増加に伴い、医療・保健サービス、子ども・子育て及び福祉サービスについて、多言語対応を図ることが必要である。
- ・ 新たな在留資格創設に伴う外国人材の受入れ環境を整備するとともに、大都市圏その他特定地域への集中防止策を講じる必要がある。

③意識啓発と社会参画支援

- ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(平成28年法律第68号)の制定も踏まえて、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に努めることが必要である。

- ・ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」を見据えて、多様性と包摂性のある社会の実現に向けて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備することが必要である。
- ・身分に基づく在留資格を持つ者や留学生といった中長期的な在留展望を持つ外国人住民が増えていること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を踏まえ、地域社会において、外国人住民がその担い手となる取組を推進することが必要である。

④地域活性化の推進やグローバル化への対応

- ・人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の活性化を通じて、持続可能な地域づくりを推進するため、外国人住民と連携・協働を図ることが必要である。
- ・急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらしため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図ることが必要である。

2. 地域において多文化共生施策を推進する意義

地域における多文化共生⁷を推進することは、「外国人住民の受入れ主体としての地域」「外国人住民の人権保障」「地域の活性化」「住民の異文化理解力の向上」等の意義を有しているとともに、特に、次の点から今日的な意義を有しており、重要性が増している。

(1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築

全ての外国人住民を孤立させることなく、地域社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、日本人と同様に行政サービスを受取り安心して生活することができる環境を整備していくことが必要である。

外国人住民も含めて、地域社会やコミュニティ等において必要となる人の交流やつながり、助け合いを促す環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することで、ポストコロナ時代の誰ひとり取り残されることない「新たな日常」の構築につながることも期待される。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための国際目標を定めた「持続可能な開発目標」(SDGs)においても、包摂性を示す「誰ひとり取り残さない」とのキーワードは、分野を問わず求められる基本的理念とされている。

⁷「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(「多文化共生の推進に関する研究会報告書」(平成18年3月))。

(2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献

外国人住民が、主体的に、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例や人材が現れつつあり、こうした外国人住民との連携・協働を図ることで、地域の活性化やグローバル化に貢献することが期待される。

(3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保

在留期間が無期限の「永住者」の人数が年々増加し、在留外国人全体の約3割を占めるなど、緩やかな定住化の傾向が見られること、外国人住民の年齢構成が若いこと等を背景に、外国人住民が、外国人コミュニティや人口減少・少子高齢化が進む地域を支えている事例が現れつつあり、今後の地域社会を支える担い手となることが期待される。

また、外国人住民が多文化共生施策の推進に関与することにより、外国人住民のニーズを的確に捉えて、多文化共生施策の質の向上を図ることも期待される。

(4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現

外国人労働者が増加するとともに、今後、特定技能外国人の円滑かつ適正な受入れも進む見通しである。こうした中、外国人住民が地域においても十分な行政サービスを受けられる体制を整備するとともに、国や企業をはじめとする関係機関と連携して就業支援や就業環境そして生活環境の整備を行うなど、地域における多文化共生施策を推進することにより、都市部に集中しないかたちでの外国人材の受入れ環境を整備することが必要である。

3. 地域における多文化共生を推進するための具体的な施策

(1)コミュニケーション支援

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

ア. 多言語・やさしい日本語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供

住民に提供される行政サービスや履行しなければならない義務の内容、地域社会で生活する上で必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等について、多言語（やさしい日本語を含む。以下同じ。）での情報提供を行う。その際、地域の実情に応じて、対応する言語を検討する。通訳の配置のほか、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用を検討し、必要な多言語対応の体制を整備する。なお、ICTを活用する際も、情報の受け手である外国人住民の理解を得て、円滑に意思疎通できるよう、十分配慮する。多言語による情報の提供に関しては、行政の窓口に加えて、コミュニティ施設や日本語教室等、効果的な情報伝達ルートを確保することとし、SNSも積極的に活用する。

イ. 外国人住民の生活相談のための窓口の設置

外国人住民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、「外国人受入環境整備交付金」（出入国在留管理庁）を活用した一元的相談窓口等、外国人住民の生活相談のための窓口や情報センターを設置する。

ウ. NPO等との連携による多言語情報の提供

通訳を育成するとともに、外国人住民への支援に取り組むNPO等や外国人の自助組織等と連携の上、多言語による情報提供を推進する。

エ. 地域の外国人住民を相談員等とする取組

外国人住民が地域生活で抱えている問題は、同様の文化的・社会的背景を有する外国人住民が一番理解できる立場にあることを踏まえて、地域の外国人住民を相談員等とする取組を推進する。

②日本語教育の推進

ア. 日本語教育の推進

日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）に規定された基本理念にのっとり、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する。また、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進のために必要な施策を実施するよう努める。地域の実情に応じた日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努める。

必要に応じて、基本的な方針その他の日本語教育の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置く。

イ. 日本語教育の推進に係る体制の整備

地域における日本語教育が適切に行われるよう、関係する行政機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。その際、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」（文化庁）の活用も検討する。

③生活オリエンテーションの実施

ア. 生活オリエンテーションの実施

外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い時期にオリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣等について学習する機会を提供する。その際、地域の自治会やNPO等との連携を図ることに留意する。

イ. 日本社会に関する情報の提供

生活オリエンテーションの実施後も、継続的に、外国人住民に日本社会に関する情報を提供する。

(2)生活支援

①教育機会の確保

ア. 就学状況の把握

学齢簿の編製に当たり全ての外国人の子供についても一体的に就学状況を管理・把握する。また、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のみならず、外国人学校等も含めた就学状況を把握する。

イ. 就学に関する多言語による情報提供・就学案内

外国人の子供が就学の機会を逸することのないよう、小中学校の入学や学校生活及び就学援助制度、その他学校制度全般について、多言語での周知やわかりやすい説明を行い、公立の義務教育諸学校への入学も可能であることを案内する。

外国人の保護者に対し、住民基本台帳等の情報に基づき就学案内を送付する。就学案内に対して回答が得られない場合は、個別に保護者に連絡を取って就学を勧めることも検討する。

ウ. 就学校・受入れ学年等の決定

外国人の居住地等の通学区域内における義務教育諸学校で十分な受入れ体制が整備されておらず、他に受入れ体制が整備されている義務教育諸学校がある場合には、就学校の変更に関する制度と必要な手続について説明し、保護者の申立てがあれば、地域の実情に応じて就学校の変更を認めるなど、柔軟な対応を行う。

外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の不足等により、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められる場合には、一時的又は正式に日本語能力・学習状況等に応じた下学年への編入学を認めること等も検討する。

エ. 日本語の学習支援

「外国人児童生徒受入れの手引き改訂版」（平成31年3月文部科学省）等を参考に、外国人の子供の日本語能力に応じた指導を進めるとともに、学校管理職や日本語指導担当教員等に対して外国人児童生徒教育の研修を実施する。

日本語による学習の効果を高めるために、学校における「特別の教育課程」による日本語指導や在籍学級における支援、加配教員の配置、日本語指導補助者・母語支援員の派遣等の指導体制の充実に加えて、ボランティア団体等と連携した学習支援や母語による学習サポート等、放課後等や地域での補習を実施する。

オ. 地域ぐるみの取組の促進

親子間のコミュニケーションギャップ、保護者と学校とのコミュニケーションギャップ等の課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなくNPO等、国際交流協会、自治会、企業等も含めた地域ぐるみの取組を促進する。

カ. 不就学の子供への対応

学校に通っていない又は中途退学した不就学の外国人の子供の実態を把握した

上で、外国人の子供が未来への希望を持ち、その能力を地域社会においても最大限発揮できるよう、教育環境の整備を行い、不就学の子供に対する支援等の取組を講じる。その際、地域のNPO等との連携を図ることにも留意する。

学習の機会を逸した外国人の子供については、本人や保護者が希望すれば、公立の義務教育諸学校への円滑な編入が行われるよう措置する。この際、学校生活を送るために必要な日本語能力が不十分である場合は、本人や保護者の希望に応じ、日本語学校・日本語教室等において受け入れるなどし、学校生活への円滑な適応につなげるための教育・支援等を実施するよう努める。

キ. 進路指導・キャリア教育

外国人生徒の高等学校・大学等進学や就職に向けた進路指導・キャリア教育を実施する。

特に、外国人の子供が社会で自立していくためには、高等学校等において適切な教育を受けることが重要であり、高等学校等への進学を促進する観点から、中学校等において外国人の子供やその保護者に対して早い時期からの進路ガイダンス・進路相談等の実施、公立高等学校入学者選抜において外国人生徒を対象とした特別定員枠の設定や受検に際しての配慮等の取組を推進する。

ク. 全ての児童生徒を対象とした多文化共生の考え方に基づく教育の推進

国籍等の違いにかかわらず、誰もが社会の構成員であることを学ぶことが重要である。外国人の児童生徒を受け入れていない学校も含めて、全ての児童生徒を対象として、多文化共生や異文化理解の考え方に基づく教育を推進する。その際、外国人の人権尊重の視点に配慮する。

ケ. 外国人学校を各種学校等として設置認可する際の要件審査の弾力的取扱い

外国人学校を各種学校又は準学校法人として設置認可の際の校地及び校舎等の自己所有要件等の審査を行うに当たって、地域の実情に応じて、より弾力的な取扱いについて配慮する。

コ. 幼児教育制度の周知・多文化対応

保育所等とも連携しながら、情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子供の幼児教育に取り組む。

サ. 学齢を経過した外国人への配慮

外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受入れを検討する。

また、地域の実情に応じて、夜間中学の設置を検討する。夜間中学を設置している地方公共団体においては、夜間中学への入学が可能であることを案内する。

②適正な労働環境の確保

ア. 就業支援

外国人の就業機会を確保するため、地域のハローワーク等の関係機関と連携して

就業支援を行う。

また、特定技能外国人をはじめとする外国人材の円滑かつ適正な受入れを促進するため、関係機関と連携して、地域の実情に応じて、地域の企業に対する制度の周知、地域の企業とのマッチング支援、地域における受入れ環境の整備、地域に就労することのメリットの周知等を実施する。

イ. 就業環境の整備促進

商工会議所をはじめとする関係機関と連携し、地域の企業と協議の場を持つこと等を通じて、社会保険への加入等の外国人労働者の就業環境の整備を促すとともに、地域社会の構成員としての社会的責任について啓発する。

ウ. 起業支援

起業意欲のある外国人住民が、地域経済の特徴や外国人の発想を活かした企業家として地域で活躍できるように、情報提供等を行い、外国人住民の起業を支援する。

③災害時の支援体制の整備

ア. 外国人に関する防災対策の推進

訪日外国人及び外国人住民の増加に伴い、災害発生時に被災する外国人の数も増加しており、外国人に対する平常時からの防災情報の周知及び災害発生時における災害そのものや被災者の生活支援、気象に関する情報提供等の重要性が増していることから、外国人に関する防災対策について、防災基本計画及び防災業務計画等を踏まえて各地方公共団体の地域防災計画への位置付けを含めて推進する。

イ. 多言語支援のための応援体制の整備

災害発生時に外国人被災者に対する多言語での支援を迅速に実施するために必要な体制の確保のため、地域国際化協会と地方公共団体との連携体制を整備するとともに、外国人住民の増加や国籍等の多様化、自然災害の多発・激甚化を踏まえて連携内容の再確認を行う。また、地方公共団体間で締結している相互支援協定に、多言語での支援体制の整備のために必要な人材の派遣を位置付けるよう検討する。

また、NPO等やその他の民間団体も含め、地方公共団体の枠を超えた広域の応援協定の策定を検討する。

なお、感染症の拡大防止の観点から、支援協定に基づく受援業務の選定に当たっては、遠隔地での業務対応の可能性を検討するなど、遠隔地間での感染拡大の抑止に留意する必要がある。

ウ. 外国人住民の所在把握

要支援者の所在情報の把握は、防災対策を行う上で不可欠であるため、外国人住民の所在情報について平常時から的確に把握しておく。

工. 自主防災組織等への外国人住民の参画促進

高齢化率が増加を続ける中で、外国人住民を災害時の支援の対象としてだけでなく、災害時の支援の担い手として位置付けることが一層重要となっている。こうした状況を踏まえ、外国人住民が参加しやすい防災訓練となるよう訓練内容の工夫や、行政と連携して外国人住民の自助・共助の担い手となる外国人防災リーダーの育成等により、外国人住民の防災訓練への参加及び自主防災組織等への参画を促進する。

オ. 外国人被災者への多様な情報伝達手段の活用

外国人被災者に対し円滑に情報提供が行えるよう、平常時より多言語化した防災マップ等により防災情報の周知を図るとともに、災害時には（一財）自治体国際化協会が提供している災害時多言語表示シートや災害時用ピクトグラム等の活用のほか、ホームページやSNS等により多言語での情報発信を実施する。

また、通訳ボランティアの育成・支援、連携・協働について、地方公共団体における防災部門と多文化共生施策担当部門の連携をはじめとして、NPO等や地域の自主防災組織等、多様な民間主体との連携・協働を図る。

カ. 外国人被災者への効果的な情報伝達体制の整備

大規模災害発生時には、災害時外国人支援情報コーディネーターの活用等により、外国人被災者に多言語での支援を行う活動拠点である「災害多言語支援センター」を設置する等、外国人に対し効果的に情報伝達を行うことができる体制を整備する。

キ. 避難所における外国人被災者の感染症対策

新型コロナウイルス感染拡大を受けて、災害が発生し避難所を開設する場合には感染症対策に万全を期すことが重要になっていることから、令和2年4月に内閣府・消防庁・厚生労働省より地方公共団体に対して発出された、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に係る通知⁸等を踏まえ、災害時に外国人被災者が避難する場合に備え、これまで防災情報として外国人住民に対して周知してきた内容からの変更（密集等を避けた避難方法や避難場所の分散等）については、多言語化した防災マップへの記載等により速やかに広報を行う。

また、多言語対応ができる感染症患者受入可能病院等の把握や遠隔医療通訳等の体制の確保等、避難所で外国人被災者が感染症に罹患した場合に備えた取組を推進する。

⁸ 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年4月1日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長通知）及び「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」（令和2年4月7日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・消防庁防災課長・厚生労働省結核感染症課長事務連絡）。

④医療・保健サービスの提供

ア. 医療機関における多言語対応

対面通訳、電話・映像通訳、機械翻訳（A I 通訳アプリ）等を組み合わせて、地域の実情に応じて、医療機関で必要な医療通訳の体制を確保する。

また、広域的な医療通訳派遣システム（電話・映像通訳を含む。）を構築し、外国人住民に係る医療通訳のニーズと、広域に存在する医療通訳に係る人的資源の効果的なマッチングを図る。国際交流協会、NPO等による医療通訳派遣が行われている場合は、こうした団体との連携・協働も検討する。

イ. 医療機関における文書等の多言語化

医療機関において、問診票をはじめとする文書等を多言語化し、外国人住民が安心して受診できるようにする。

ウ. 外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供

地域の多言語対応が可能な病院や薬局については、ホームページ等により、外国人住民へ積極的に情報提供を行う。

エ. 健康診断や健康相談における対応

外国人が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施に際して、多言語対応を行う。

⑤子ども・子育て及び福祉サービスの提供

ア. サービスの利用促進

外国人住民が、必要とする子ども・子育てや福祉のサービスを適切に利用できるよう、サービスの内容や利用の際の手續について、多言語による情報提供を行う。

また、住民基本台帳を活用するなどして、子ども・子育てや福祉サービスを必要とする外国人住民やその世帯（複数国籍世帯⁹を含む。）の把握に努める。

イ. サービス提供時の多言語による支援

母子健康手帳等を多言語化して外国人住民に交付や配布を行うとともに、地方公共団体の窓口やサービスを提供する現場において、多言語対応を行う。また、保育における多文化対応にも留意する。

多言語対応については、ICTを活用した電話・映像通訳、多言語翻訳アプリ等の活用も検討する。

⑥住宅確保のための支援

ア. 外国人住民に対する公営住宅の供給

外国人住民について、地域の実情に応じて、可能な限り地域住民と同様の公営住宅の入居申込資格を認める。また、多言語による公営住宅の入居者募集案内等

⁹ 「複数国籍世帯」：外国人と日本人で構成する一の世帯。

の広報の充実に努める。

イ. 外国人住民に対する居住支援の推進

賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人住民へ多言語で提供する。

また、外国人が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）により「住宅確保要配慮者」とされていることを踏まえて、地域の実情に応じて、居住支援協議会の設立、外国人への居住支援を行っている団体との連携や居住支援法人としての指定等を含めて必要な施策を検討し、外国人住民に対する居住支援を推進する。

加えて、居住支援協議会、居住支援法人、受入れ機関、登録支援機関及び不動産関係団体等と連携を図る。

ウ. 住宅入居後のオリエンテーションの実施

家庭ゴミ等の一般廃棄物の取扱い等、地域における生活ルールを巡って、外国人住民と日本人住民との間に起こるトラブルは、生活習慣の差異に起因するケースが多いことから、地域のルール等を外国人住民に周知するオリエンテーションの仕組みを、自治会、NPO等と連携して構築する。

エ. 自治会・町内会等を中心とする取組の推進

平常時・緊急時を問わず、自治会等が中心となって、NPO等、その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人住民を受け入れていくことが重要であるため、自治会等への外国人住民の加入を促すとともに、外国人住民と自治会等が連絡を取ることができる仕組みづくりを推進する。

オ. 外国人住民が集住する団地等における相談窓口の設置

外国人住民への入居時の生活情報の提供や、生活相談に対応できる相談窓口を集住団地内に設置する。

⑦感染症流行時における対応

ア. 感染症に関する多言語による情報提供及び相談対応

新型コロナウイルス感染症等、感染症の感染拡大に備えるため、国内に在留する外国人に対して、感染症に関する多言語による情報提供や相談対応を行う体制を整備する。

情報発信については、背景となる制度の概要等、外国人が内容を理解するために必要な情報を的確に伝達するよう留意する。また、できる限り、多言語での情報発信についても、遅滞なく適時適切に行うよう留意する。

イ. 感染症対策における外国人の人権への配慮

感染症流行時における取組の実施に当たっては、患者・感染者や対策に携わった者等、外国人の人権に配慮することの重要性に留意する。

(3)意識啓発と社会参画支援

①多文化共生の意識啓発・醸成

ア. 地域住民等に対する多文化共生の意識啓発

地域住民が外国人住民と共生していくために、住民や企業、NPO等を対象に、多文化共生の地域づくりについて啓発を行う。

イ. 不当な差別的言動の解消

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の制定を踏まえ、地域の実情に応じて、相談体制の整備、教育の充実等及び啓発活動等に取り組むよう努める。

ウ. 多文化共生の場づくり

地域において、学校、図書館、公民館等の施設も活用し、NPO等と連携しながら、外国人の人権尊重の啓発や地域に多く居住する外国人住民の言語を学ぶ機会を提供する等、地域住民と外国人住民が相互に交流し、多文化共生に関する理解を深める場づくりを推進する。

エ. 多文化共生をテーマにした交流イベントの開催

外国人住民の母国の文化や日本文化等を紹介する交流イベントを開催し、地域住民が交流する機会を設ける。

②外国人住民の社会参画支援

ア. キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人住民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人住民のネットワーク、そして外国人住民の自助組織を支援する。

災害時の支援等、外国人住民が支援者となることにより、支援を受ける外国人住民に対して、よりきめ細かなサービスの提供が可能となることを踏まえて、担い手となる外国人住民の育成を図り、その協力を得る。

イ. 外国人住民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

審議会や委員会等の会議への外国人住民の参加を促進し、地方公共団体の施策に外国人住民の意見を広く反映させる仕組みを構築する。

ウ. 外国人住民の地域社会への参画促進

地域の実情に応じて適切な自立支援体制を整備するとともに、外国人住民の地域社会（自治会、商店街、PTA等）への参画を促進する。その際、特に外国人である配偶者や子育て世帯等の地域社会とのつながりの形成に配慮する。

エ. 地域社会に貢献する外国人住民の表彰

外国人住民の中には、様々な形で地域社会の構成員として活躍し、地元社会に貢献している人々もいる。そのような活動を評価し、周知することにより、地域社会の理解や外国人住民の活躍を促進するため、表彰を実施する。

(4)地域活性化の推進やグローバル化への対応

①外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進・グローバル化への対応

ア. 優れた取組を行う事例や外国人住民の人材の発掘・情報収集

外国人住民が、自らの強みや外国人独自の視点を活かして、地域の魅力に係る情報発信、地域産品を活用した起業、地域の観光資源を活用したインバウンド観光の受入れ等の担い手となる事例やスキルやノウハウを有する外国人住民の人材について、発掘や情報収集に努める。

イ. 地域活性化の推進

人口減少・少子高齢化が急速に進展する中、地域の維持・活性化に向けて、外国人住民との連携・協働を推進する。

ウ. グローバル化への対応

急速に進展するグローバル化に対応し、その恩恵を地域にもたらしため、外国人住民の知見やノウハウの活用を図る。

②留学生の地域における就職促進

ア. 留学生の地域における就職促進

増加を続ける留学生においては、卒業後に国内での就職や起業を希望する者も多い。留学生について、高度な専門性や日本語能力を身につけ、日本社会を深く理解する貴重な人材であることを踏まえて、教育機関、企業等と連携し、就職フェアの開催など地域における就職を促進する。

イ. 留学生に対する生活支援等

留学生は、地域のまちづくりに参画する者も増えており、多文化共生の地域づくりのキーパーソンとなる可能性を秘めているので、このような観点も踏まえて、地域の実情に応じて、留学生に対する生活支援や地域住民との交流の場の提供を行う。

4. 多文化共生施策の推進体制の整備

(1)地方公共団体内部での推進体制の整備

多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進するため、地域の実情に応じて、多文化共生施策の推進を所管する担当部署等を庁内に設置するとともに、労政担当部局、各産業分野の人材担当部局、教育担当部局、人権担当部局等の関係部局と横断的に連絡調整を行い、連携を図る。

既に担当部署又は担当者を設置している地方公共団体においては、関係する部署及び機関との間で適切に役割分担がなされるよう留意する。

多文化共生施策の推進を所管する担当部署又は担当者を設置していない地方公共団体においては、地域の実情に応じて、担当部署等を設置し、庁内外で連携がしやすい環境の整備を図ることを検討する。

担当部署等の設置が難しい場合であっても、プロジェクトチーム等により、部局横断的に多文化共生施策の推進体制を整備する。

(2)地域において多文化共生の推進に寄与する組織等との連携・協働

①市区町村

ア.市区町村の役割

市区町村は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、外国人住民の最も身近な行政機関として、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

イ.各主体の連携・協働

市区町村の多文化共生推進担当部局は、（国際交流協会又は地域国際化協会がある場合はその協力を得て、）NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

②都道府県

ア.都道府県の役割

都道府県は、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定した上で、必要な施策を着実に推進する。その際、積極的に、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウの活用を図る。

特に、広域の地方公共団体として、市区町村に対して、情報提供をはじめ必要な支援を行い、その取組を促進する。

多文化共生の推進に必要な施策の実施に当たり、他の地方公共団体における多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを活かすため、多文化共生アドバイザー、多文化共生マネージャー及び地域国際化推進アドバイザー等の活用を検討する。

I C Tの活用を図る場合は、都道府県内の市区町村との間で共同して導入を図ることも検討する。

イ. 各主体の連携・協働

都道府県の多文化共生推進担当部局は、地域国際化協会の協力を得て、NPO等をはじめ、地域の外国人住民に関わる組織等の把握に努めるとともに、協議の場を設置するなど、多文化共生施策を推進するため幅広く外国人住民に関わる組織等との連携・協働を図る。

特に、「技能実習」「特定技能」の在留資格の外国人の受入れ機関等、近年新たに外国人住民に関わるようになった組織等も含めて、幅広く地域における多文化共生施策の推進に必要な連携・協働体制を構築する必要があることに留意する。

5. 多文化共生の推進に係る指針・計画の策定

今後、全国各地において外国人住民の更なる増加も見込まれる中、地方公共団体においては、地域の実情に応じて、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定し、多文化共生施策を計画的かつ総合的に推進に取り組むことが必要である。

その際、ノウハウが不足している地方公共団体においては、先進的事例等を共有する「多文化共生地域会議」への参加、先進的な団体の助言やノウハウを提供する「多文化共生アドバイザー制度」の活用が有効である。また、「多文化共生マネージャー」や「地域国際化推進アドバイザー」を活用する方法もある。

既に多文化共生の推進に係る指針・計画を策定している地方公共団体においては、社会経済情勢の変化に対応するための施策を盛り込むなど必要な見直しや改訂を行うとともに、指針等に基づく施策を着実に推進するよう適切に進捗管理を行うことが必要である。

守谷市多文化共生に関するアンケート調査

こえ き
あなたの声をお聞かせください

请告诉我您的意见

Please let us know your opinion about life in Moriya

みなさんが困っていることを知るために、アンケート調査を行います。
为了知道您的为难的的事情，我们将进行问卷调查。

We are conducting a survey to find out what kind of challenges foreign residents are facing in Moriya City.

あなたが思っている、すべての答えに○をつけてください。

请在下列调查中您的答案上画上圆圈。(★许多问题可以有多个答案。)

Please let us know your opinion and answer the following questions by circling your answers. (★ Multiple answers are possible for most questions.)

2022年9月30日までに、封筒に入れて、郵便ポストに入れてください。郵便料を払うことも、切手を貼ることも、必要ありません。

在2022年9月30日之前，请放在信封里并投入邮筒里。您不必支付邮费或贴邮票。

Please put the filled in questionnaire in the enclosed return envelope and put it in a mailbox before 30 September 2022. Paying postal charges or putting a stamp on the envelope is not necessary.

1 生活の情報について(关于生活信息 Information about daily life)

【質問1】 あなたは生活に必要な情報をどうやって知りますか？

Q1★ 您怎么知道您生活所需的信息？

Where do you find information necessary for your daily life?

- | | |
|--|--|
| 1. 母国語のテレビ・新聞・雑誌
母语的电视、报纸、杂志
TV/newspapers/magazines in your native language | 2. 日本語のテレビ・新聞・雑誌
日语的电视、报纸、杂志
TV/newspapers/magazines in Japanese |
| 3. 市の広報紙やホームページ
市公关杂志或主页
city magazine and homepage | 4. 日本語教室
日语学习班
Japanese language class |
| 5. SNS(Facebook、LINE など)
SNS(社交网络) 脸书, LINE, 微信等
social media (Facebook, LINE, etc.) | 6. 日本の友人・親族
日本朋友和亲戚
Japanese friends and/or relatives |

7.	おな くにしゅっしん ゆうじん こみゆにてい 同じ国出身の友人やコミュニティ 来自同一个国家的朋友和社区 friends/community from your country	8.	かいしゃ がっこう 会社や学校 公司或学校 workplace/school
9.	もりや しこくさいこうりゆうきょうかい 守谷市国際交流協会(MIFA) 守谷市国际交流协会(MIFA) Moriya International Friendship Association (MIFA)	10.	その他 () 其他 () other:

<p>しつもん 【質問2】 あなたが不安に感じていること、困っていることはありますか？ 您担心或为难的什么事情是什么？</p> <p>Q2★ What kind of issues in your daily life are causing you worries or problems?</p>	
1.	にほんご こみゆにけーしょん かん 日本語のコミュニケーションに関すること 关于日语的沟通 issues related to communication in Japanese
2.	ごみのわけ方など生活情報の入手に関すること 关于取得生活信息好像垃圾分类等 issues related to obtaining information about daily life, for example how to sort garbage
3.	ちょうないかい きんじよ かつどう きんじよづ あい かん 町内会など近所の活動や近所付き合いに関すること 关于街道居民会等的街坊活动或街坊交往 issues related to neighbors and local activities (such as neighborhood associations/ <i>chonaikai</i>)
4.	しゅっさん こそだ かん 出産や子育てに関すること 关于生育或育儿 issues related to childbirth and childrearing
5.	こ きょういく かん 子どもの教育に関すること 关于儿童教育 issues related to children's education
6.	じしん たいふう さいがい かん 地震や台風などの災害に関すること 关于地震、台风等灾害 issues related to disasters, for example earthquakes, typhoons, etc.
7.	かさい きゅう なげがや病気など緊急時の対応に関すること 关于火灾、突然受伤或生病等的紧急应对 issues related to emergency response, for example in case of fires or sudden injuries and sickness
8.	こうつう るーる かん 交通ルールに関すること 关于交通规则 issues related to traffic rules
9.	しごと しょくば かん 仕事や職場に関すること 关于工作或工作环境 issues related to your work or your workplace
10.	さべつ かん 差別に関すること 关于歧视

11.	issues related to discrimination <small>しゅうきょう かん</small> 宗教に関すること (例えば、食事制限) 关于宗教，例如限制饮食等 issues related to religion (for example, dietary restrictions)
12.	その他 () 其他 () other:
13.	特に困ったことはない 并没有特别的问题 I am not facing any particular worries or problems.

<small>しつもん</small> 【質問3】		<small>ほこくご ひつよう おも じょうほう</small> あなたは、母国語で必要だと思いう情報はありますか？	
<small>Q 3 ★</small>		您认为需要哪些译成母语的信息？ Is there any information that would be necessary for you in your native language?	
1.	<small>こ きょういく</small> 子どもの教育のこと 儿童教育的信息 information about children's education	2.	<small>じゅうたく</small> 住宅のこと 住房信息 information about housing
3.	<small>いりょう ふくし</small> 医療、福祉のこと 医疗，福利信息 information about medical care and welfare	4.	<small>ぜいきん</small> 税金のこと 税金信息 information about taxes
5.	<small>さいがいじ じょうほう ひなんじよ</small> 災害時の情報 (避難所など) 灾害时的信息 (避难所等) information about disasters (evacuation centers, etc.)	6.	ごみのこと 垃圾处理信息 information about garbage disposal
7.	<small>にほん ちいき ぶんか せいかつしゅうかん</small> 日本や地域の文化・生活習慣のこと 日本或地区的文化和生活方式的信息 information about culture and lifestyle habits in Japan/your local area	8.	<small>ちいき ぎょうじ もよお</small> 地域の行事・催しのこと 地区的仪式活动和集会的信息 information about local festivals and events
9.	その他 () 其他 () other:		
10.	特に困ったことはない 并没有需要译成母语的信息 I do not think that information in my native language is necessary.		

2 言語について (关于语言 Language)

<p>しつもん 【質問4】</p> <p>Q 4</p>	<p>いま にほんご まな 今、日本語を学んでいますか？</p> <p>您现在学习日语吗？</p> <p>Are you currently studying Japanese?</p>
<p>1. まな 学んでいる</p> <p>対 Yes</p>	<p>2. まな 学んでいない</p> <p>不对 No</p>

<p>しつもん 【質問5】</p> <p>Q 5★</p>	<p>いま にほんご まな ひと こと にほんご まな 今、日本語を学んでいる人は答えてください。どうやって日本語を学 んでいますか？</p> <p>正在学习日语的人只下回答。您正怎么学习日语？</p> <p>(To those who are currently studying Japanese) How are you studying Japanese?</p>
<p>1. じぶん きょうかしょ あぶり つか べんきょう 自分で教科書やアプリなどを使って勉強している</p> <p>我正在使用教科书或软件等自己学习 studying on my own, using textbooks, apps, etc.</p>	<p>2. てれび らじお べんきょう テレビ・ラジオで勉強している</p> <p>我在电视和广播上学习 studying using TV/radio programs</p>
<p>3. しょくば ゆうじん まな 職場・友人から学んでいる</p> <p>我正在跟工作人们或朋友学来 learning from my colleagues and friends</p>	<p>4. まわ かいわ き おぼ 周りの会話を聞いて覚えている</p> <p>通过听周围的人的谈话，我正学习 remembering the language by listening to conversations around me</p>
<p>5. にほんごきょうしつ い 日本語教室に行っている</p> <p>我去上日语课 attending a Japanese class</p>	<p>6. もりやしこくさいこうりゆうきょうかい にほんごこうざ い 守谷市国際交流協会(MIFA)の日本語講座に行っている</p> <p>我去上守谷市国际交流协会(MIFA)的日语课 attending the Japanese course offered by Moriya International Friendship Association (MIFA)</p>
<p>7. その他 () 其他 () other:</p>	

<p>しつもん 【質問6】</p> <p>Q 6★</p>	<p>いま にほんご まな ひと こと なん にほんご まな 今、日本語を学んでいる人は答えてください。何のために日本語を学 んでいますか？</p> <p>正在学习日语的人只下回答。您为什么学习日语？</p> <p>(To those who are currently studying Japanese) Why are you studying Japanese?</p>
<p>1. にほん せいかつ ひつよう 日本で生活していくために必要だから</p> <p>因为住在日本必要的 because Japanese is necessary for living in Japan</p>	

2. ^{にほんじん} 日本人と ^{こみゆにけーしょんと} コミュニケーションを取るため
 因为跟日本人寻求沟通
 in order to communicate with Japanese people
3. ^{しごと} 仕事のため
 为工作
 for work
4. ^{しかくしゅとく} 資格取得のため
 为取得资格
 in order to acquire qualifications
5. ^た その他 ()
 其他 ()
 other:

^{いま} 今、^{にほんご} 日本語を ^{まな} 学んでいない人は ^{ひと} 答えてください。^{にほんご} 日本語を ^{まな} 学んで

【質問7】 ^{しつもん} いないのはなぜですか？

Q7★ 正在不学习日语的人只下回答。您为什么正在不学习日语？
 (To those who are currently not studying Japanese)
 Why are you not studying Japanese?

1. ^{にほんご} 日本語ができるので ^{べんきょう} 勉強する ^{ひつよう} 必要がないから
 因为我会懂日语，所以不必要学习
 I can speak Japanese and do not need to study.
2. ^{にほんご} 日本語以外の ^{げんご} 言語で ^{じゅうぶんせいかつ} 十分生活できるから
 因为我可以日语以外的语言生活得很好
 I can navigate my daily life using other languages.
3. ^{べんきょう} 勉強する ^{かね} お金がないから
 因为我没有钱读书用
 I do not have the money necessary for studying.
4. ^{べんきょう} 勉強する ^{じかん} 時間がないから
 因为我没有时间读书用
 I do not have the time to study.
5. ^{にほんご} どこに日本語 ^{ごきょうしつ} 教室があるかわからないから
 因为我不知道哪里有日语课
 I do not know where I can take Japanese language classes.
6. ^{にほんご} 日本語 ^{ごきょうしつ} 教室の ^{じかん} 時間が合わないから
 因为日语班的时间不合
 The class hours of the Japanese language class are not convenient for me.
7. ^{にほんご} 日本語が ^{むずか} 難しいので ^{べんきょう} 勉強したくないから
 因为对我日语很难，所以我不想学习
 I do not want to study Japanese because it is difficult.
8. ^た その他 ()
 其他 ()
 other:

しつもん 【質問8】 Q8★	にほんご じょうず はな こま 日本語を上手に話せなくて、困ったのはいつですか？ 由于您说得日语不太好，您什么时候遇到问题？ Did you face problems in any of the below situations because you were not able to speak Japanese well?		
1.	きんじょ ひと はな 近所の人と話すとき 与邻居交谈时 talking to neighbors	2.	でんしゃ ばす の 電車やバスに乗るとき 坐电车或公共汽车时 riding the bus or train
3.	か もの 買い物をするとき 买东西时 shopping for groceries, etc.	4.	し やくしよ まどぐち 市役所の窓口で 在市政府的窗口 at Moriya City Hall
5.	ゆうびんきょく ぎんこう まどぐち 郵便局や銀行の窓口で 在邮局或银行的窗口 at the post office or bank	6.	しごと 仕事するとき 工作时 at work
7.	びょういん 病院で 看医院时 at the hospital	8.	さいがい じょうほう さが 災害についての情報を探するとき 查询灾害信息时 searching for information about disasters and disaster prevention
9.	その他 () 其他 () other:		
10.	特に困ったことはない 并没有特别的问题 I did not face any problems.		

しつもん 【質問9】 Q9★	げんご あなたがわかる言語はどれですか？ 您懂哪种语言？ What languages do you speak?		
1.	にほんご 日本語 日语 Japanese	2.	ちゅうごくご 中国語 汉语 Chinese
		3.	ベトナムご ベトナム語 越南语 Vietnamese
4.	かんこくご 韓国語 韩国语 Korean	5.	ぼるとがるご ポルトガル語 葡萄牙语 Portuguese
		6.	たがるご タガログ語 他加禄语 Tagalog
7.	えいご 英語	8.	その他 ()

英語 English

其他 ()
other:

3 地域での生活について (关于地区生活 Life in your local area)

<p>あなたは、地域で行う掃除や防犯活動、お祭りなどの行事に参加 【質問10】 していますか？ Q10 您是否参加当地区的清扫、安全活动、赛会等的仪式活动？ Are you participating in activities in your local area such as cleanups and anti-crime activities or festivals, etc.?</p>	
1. よく参加している 经常参加 I often participate.	2. 時々参加している 时常参加 I participate sometimes.
3. 参加したことがない 还没参加 I have not participated.	

<p>あなたは周りに住んでいる地域の人とどのくらい話しますか？ 【質問11】 您多久与您居住的地区的人交谈一次？ Q11 How often do you talk to your neighbors and other people living in your local area?</p>	
1. あいさつをする程度 说说问候 We greet each other.	2. 時々話をする程度 时常说话 We talk every now and then.
3. よく話す 经常说话 We talk often.	4. まったく話さない 完全不说话 We almost never talk.

<p>あなたは、もっと地域の人と話したいですか？ 【質問12】 您想跟您居住的地区的人更多交谈吗？ Q12 Do you want to talk more with the people in your local area?</p>	
1. 話したい 我想谈谈 I want to talk more with them.	2. 話したくない 我不想说话 I do not want to talk more with them.

3. どちらでもいい (どっちでもいい)

哪一个都好
Either way is fine with me.

4 あなたについて (关于您 Information about you)

しつもん 【質問13】 あなたの ^{ねんれい} 年齢は？ 您今年多大岁数？ Q13 How old are you?	
1. 19 ^{さい} 歳かそれより ^{した} 下 19岁以下 19 or younger	2. 20～29 ^{さい} 歳 从20岁到29岁 between 20 and 29 years old
3. 30～39 ^{さい} 歳 从30岁到39岁 between 30 and 39 years old	4. 40～49 ^{さい} 歳 从40岁到49岁 between 40 and 49 years old
5. 50～59 ^{さい} 歳 从50岁到59岁 between 50 and 59 years old	6. 60～69 ^{さい} 歳 从60岁到69岁 between 60 and 69 years old
7. 70 ^{さい} 歳かそれより ^{うえ} 上 70岁以上 70 or older	

しつもん 【質問14】 あなたの ^{せいべつ} 性別は？ 您的性别是什么？ Q14 What is your gender?			
1. ^{おとこ} 男 男性 male	2. ^{おんな} 女 女性 female	3. ^{のんばいなりー} ノンバイナリー 非二进制的 non-binary	4. ^{こた} 答えたくない 我不想回答 I do not want to answer this question.

7.	^{せんぎょうしゆふ} 専業主婦 (夫) 家庭主婦(夫) housewife or houseman	8.	^{むしよく ていねんご ふく} 無職 (定年後を含む) 没有工作(包括退休工人) unemployed (including retired people)
9.	^た その他 () 其他 () other:		

^{しつもん} 【質問17】		^{にほん} ^す あなたは日本にどのくらい住んでいますか？ 您在日本住多久了？ Q17 How long have you been living in Japan?	
1.	^{げつ みじか} 6か月より短い 不到6个月 less than 6 months	2.	^{げつ ねん} 6か月～1年くらい 大概6个月至1年 about 6 months or longer, but less than 12 months
3.	^{ねん ねん} 1年～3年くらい 大概1年至3年 about 1 year or longer, but less than 3 years	4.	^{ねん ねん} 3年～5年くらい 大概3年至5年 about 3 years or longer, but less than 5 years
5.	^{ねん ねん} 5年～10年くらい 大概5年至10年 about 5 years or longer, but less than 10 years	6.	^{ねん ねん} 10年～15年くらい 大概10年至15年 about 10 years or longer, but less than 15 years
7.	^{ねん} 15年より長い 超过15年 15 years or longer		

^{しつもん} 【質問18】		^{いま} ^{いっしょ} ^す ^{ひと} 今、あなたと一緒に住んでいる人はいますか？ 您现在和谁住在一起？ Q18★ Who is living with you currently?	
1.	^{おっと つま} 夫・妻 丈夫或妻子 spouse	2.	^こ 子ども 孩子 children
		3.	^{ちちおや ははおや} 父親・母親 父亲或母亲 father or mother

4. 兄弟姉妹

兄弟姉妹
siblings

5. 友人・職場の人

朋友或工作中的人
friends or co-workers

6. ひとり暮らし

我一个人住
I am living alone.

7. その他 ()

其他 ()
other:

【質問19】

あなたの住んでいる場所は？

您住在守谷市内的哪里？

Q19

Where are you living in Moriya?

1. 赤法花

赤法花
Akabokke

2. 板戸井

板戸井
Itatoi

3. 大柏

大柏
Ōgashiwa

4. 大木

大木
Ōki

5. 大山新田

大山新田
Ōyama-shinden

6. 乙子

乙子
Otogo

7. 久保ヶ丘

久保之丘
Kubogaoka

8. けやき台

榉台
Keyakidai

9. 高野

高野
Kōya

10. 小山

小山
Koyama

11. 御所ヶ丘

御所之丘
Goshogaoka

12. 鈴塚

铃冢
Suzutsuka

13. 立沢

立泽
Tatsuzawa

14. 中央

中央
Chuō

15. 同地

同地
Dōchi

16. 野木崎

野木崎
Nogisaki

17. ひがし野

东野
Higashino

18. 本町

本町
Honchō

19. 松ヶ丘

松ヶ丘

20. 松並

松並

21. 松並青葉

松並青葉

	松之丘 Matsugaoka	松並 Matsunami	松並青叶 Matsunami-aoba
22.	^{まつまえだい} 松前台 Matsumaedai	23. ^の みずき野 Mizukino	24. ^{みその} 美園 Misono
25.	^{みどり} 緑 Midori	26. ^{やくしだい} 薬師台 Yakushidai	27. ^{ゆりがおか} 百合ヶ丘 Yurigaoka

^{しな}いに^す住んでいる^{がいこくじん}外国人に^{ひつよう}必要なことなどを、^{じゆう}自由に^か書いてください。

请您随意写下，例如住在守谷市的外国人需求的事情等。

Please let us know any comments or suggestions, for example concerning the needs of foreign residents living in Moriya City. You can write your comments in Japanese or English.

^{あんけーと}アンケート調査に^{こた}答えてくれて、ありがとうございます。

感谢您回答问卷调查。

Thank you very much for participating in this survey!

守谷市多文化共生推進方針

発行年月 | 令和4年11月

発行者 | 茨城県守谷市 生活経済部 市民協働推進課